

オンライン診療の実施について

◆基本理念

オンライン診療は以下を目的として実施される。

1. 患者の日常生活の情報も踏まえ、医療の質を高めること
2. 医療へのアクセスを確保し、機会を拡大すること
3. 患者が治療に主体的に参画し、治療効果を最大化すること

これは医療法第1条の趣旨（国民の健康保持に資する良質で適切な医療提供体制の確保）と一致している。

◆医師が遵守すべき基本理念

1. 医師-患者関係と守秘義務

- ・信頼関係の上に成り立つことが前提
- ・「かかりつけ医」による実施が基本であり、対面診療と適切に組み合わせる

2. 医師の責任

- ・オンライン診療による診療行為の責任は実施医師が負う
- ・情報不足と判断した場合は速やかに対面診療へ切り替える
- ・個人情報の漏洩・改ざん防止に十分配慮する

3. 医療の質・患者安全の確保

- ・治療成績の評価を行い、質を確認する
- ・急変時の対応体制を事前に整備する

4. 限界の説明

- ・得られる情報が限定的であること、対面診療との併用が必要なことを患者・家族に事前に説明する

5. エビデンスに基づいた医療

- ・安全性・有効性の確立されていない医療を提供してはならない
- ・学会ガイドライン等に基づき実施する

6. 患者の求めに基づく提供

- ・患者が十分理解し、希望する場合にのみ実施する
- ・研究目的や医師の都合だけで行ってはならない

◆具体的適用の基本

●患者との合意

- ・双方の信頼関係と合意に基づくこと
- ・診療計画を作成・保存し、実施ルールを明示する

●適用対象

- ・初診は原則「かかりつけ医」が行う
- ・得られる情報が不十分な場合は対面診療を行う

- ・急病・急変患者は原則対面で診療する

●本人確認

- ・原則として顔写真付き身分証で患者確認を行う
- ・医師も身分証や資格を提示し、相互確認を行う

●薬剤処方

- ・心身の状態を十分に評価できる場合に限る
- ・初診での麻薬・向精神薬・安全管理が必要な薬剤等の処方禁止
- ・医薬品の不正使用や転売が疑われる場合は処方してはならない